

●香川県告示第9号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和6年1月16日

香川県知事 池田豊人

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

仲多度郡琴平町1241番地5
株式会社花壇 代表取締役 木下 紘一

(2) 事業場の所在地及び名称

仲多度郡琴平町1241番地5
琴平花壇

(3) 特定施設に関する事項

設置しようとする特定施設

種	類	旅館業の用に供する入浴施設	
能	力	①20.90m ³ 2基、③1.02m ³ 1基、 ④1.78m ³ 1基、⑤0.95m ³ 1基、⑥1.06m ³ 1基、 ⑦1.86m ³ 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	工事着手後2か月	
	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		断続4～8時間	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	①～⑦5.8～8.6	①～⑦5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	①～⑦20	①～⑦100
	化学的酸素要求量 (mg/L)	①～⑦30	①～⑦80
	浮遊物質 (mg/L)	①～⑦50	①～⑦70
	窒素含有量 (mg/L)	①～⑦40	①～⑦40
	りん含有量 (mg/L)	①～⑦3	①～⑦3
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	①～⑦3	①～⑦5	
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	①20.90、③1.02、 ④1.78、⑤0.95、⑥1.06、 ⑦1.86	①20.90、③1.02、 ④1.78、⑤0.95、⑥1.06、 ⑦1.86	

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	合併処理浄化槽
能	力	450人槽、82m ³ /日
汚水等の処理方式		長時間曝気方式

工期等	工事着手予定年月日	既設			
	工事完成予定年月日	既設			
	使用開始予定年月日	既設			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続使用			
処理前及び処理後の汚染の汚染状態	項 目	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	200	250	20	30
	化学的酸素要求量 (mg/L)	100	200	30	40
	浮遊物質 (mg/L)	250	300	50	60
	窒素含有量 (mg/L)	50	60	40	60
	りん含有量 (mg/L)	5	7	3	5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	20	30	3	5
大腸菌群数 (個/cm ³)	無数	無数	2,000	3,000	
排出される汚水等の量(m ³ /日)		82	82	82	82

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分		排 水 口 No. 1	
排水の汚染状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	20	30
	化学的酸素要求量 (mg/L)	30	40
	浮遊物質 (mg/L)	50	60
	窒素含有量 (mg/L)	40	60
	りん含有量 (mg/L)	3	5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	3	5
	大腸菌群数 (個/cm ³)	2,000	3,000
排水の量 (m ³ /日)	90.55	117.55	

区 分		排 水 口 No. 3	
排水の汚染状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	30	40
	化学的酸素要求量 (mg/L)	30	40
	浮遊物質 (mg/L)	50	60
窒素含有量 (mg/L)	30	30	

りん含有量	(mg/L)	3	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(mg/L)	3	5
排出水の量	(m ³ /日)	1.06	1.06

他に雨水専用排水口が1か所ある。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和6年1月16日から同年2月6日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

琴平町住民福祉課